

平成17年度公表対象随意契約一覧

(対象：H17.12.1～H17.12.31の期間中に締結した契約のうち予定価格が100万円を超える随意契約)

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に抛ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
1	第十五改正 日本薬局方に収載する参照スペクトルのデータ採取(追加測定) 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 市山 一聖 東京都世田谷区上用賀1-18-1	平成17年12月1日	株式会社住化分析センター 専務取締役医薬事業本部長 石黒 紀久夫 東京都千代田区神田駿河台3-4-3	1,753,500	研究業務の継続性により当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
2	食品中の汚染物質等の一日摂取量調査 一式	同上	平成17年12月5日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町5 2番1号	4,000,000	現行の試験法の策定に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
3	食品中の汚染物質等の一日摂取量調査 一式	同上	平成17年12月5日	財団法人食品環境検査協会 理事長 江川 宏 東京都中央区京橋3-7-4	1,000,000	現行の試験法の策定に係る試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
4	難分解・高蓄積物質に関する毒性等調査 一式	同上	平成17年12月5日	株式会社化合物安全性研究所 代表取締役社長 一花 次夫 北海道札幌市清田区真栄3 6 3番2 4	49,000,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
5	難分解・高蓄積物質に関する毒性等調査 一式	同上	平成17年12月5日	財団法人畜産生物科学安全研究所 理事長 松原 謙一 神奈川県相模原市橋本台三丁目7番1 1号	5,000,000	現行の物質調査の実施における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
6	難分解・高蓄積物質に関する毒性等調査 一式	同上	平成17年12月5日	株式会社メディアサービス 代表取締役 星野 忠 東京都中央区日本橋茅場町2-14-1	2,500,000	現行の物質調査の実施における分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
7	内分泌かく乱化学物質スクリーニング試験 一式	同上	平成17年12月5日	株式会社三菱化学安全科学研究所 取締役社長 河合 宏 東京都港区芝二丁目1番3 0号	26,500,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○
8	内分泌かく乱化学物質健康確保対策基盤整備調査 一式	同上	平成17年12月5日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合7 2 9番地5	5,000,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令102条の4第3号に該当するため。		○

No.	発注内容	発注した部局、契約担当官の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約に抛ることとした理由	備考	随契審査委員会の審査結果
9	既存添加物の安全性に関する試験一式	同上	平成17年12月6日	株式会社DIMS医学研究所 代表取締役所長 玉野 静光 愛知県一宮市浅井町西浅井字郷裏 64番地	15,204,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
10	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	同上	平成17年12月6日	財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合729番地5	27,600,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
11	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	同上	平成17年12月6日	財団法人化学物質評価研究機構 理事・化学物質安全センター長 田所 博 東京都文京区後楽一丁目4番25号	27,400,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
12	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	同上	平成17年12月6日	株式会社三菱化学安全科学研究所 取締役社長 河合 宏 東京都港区芝2丁目1番30号	27,600,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
13	国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験一式	同上	平成17年12月6日	株式会社ボゾリサーチセンター 代表取締役 山内 久実 東京都世田谷区羽根木1丁目3番11号	13,700,000	現行の試験実施における試験技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
14	次世代医療機器評価指標作成事業一式	同上	平成17年12月9日	京都大学大学院 医学研究科 教授 米田 正始 京都府京都市左京区聖護院川原町54	2,500,000	現行の評価指標作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○
15	次世代医療機器評価指標作成事業一式	同上	平成17年12月9日	特定非営利活動法人 日本胸部外科学会 理事長 松田 暉 東京都文京区後楽2-3-27	2,500,000	現行の評価指標作成に係る分析技術・手法との整合性から当該業者以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。		○